

〔『法学新報』第23巻11(270)号 大正2年12月1日〕

○中央大学法学会懸賞討論会 去る十一月二日同学会は本学年に於ける第一回の討論会を開催したり論題は『取得時効に因り不動産上の物権を取得したる場合に於て之を以て第三者に対抗するには登記を要するや否や』にして仁井田講師の出題に係る当日は同講師支障の為め伊藤講師代て司会せられしか討論者二十余名の多数に上り司会者及び聴衆の為め中途休憩を宣する等近來罕なる盛会なりき茲に積極消極両説の主張を略述せんに消極（登記不要）説に曰く（一）民法第百七十七条は前条を承けて立法されたるものにして解釈上前条と不可分なり（二）時効に因る取得は原始的取得なるか故に当事者なるものなし從て第三者なし（三）時効に因る不動産の取得には公然なる占有を以て要件となすか故に自ら第三者に対する公示要件を具備す故に登記を為すの必要なし（四）不動産登記法は諸種の取得原因を掲げたるも時効取得の場合を列記せず等を以て主なる論点として之に対し積極（登記必要）説に曰く（一）第百七十七条を以前条と不可分と為す見解は狹きに過ぐ故に判例も亦此見解を改めたり（二）第百七十七条は汎く不動産に関する物権の得喪変更なる文字を用ひ其得喪の原因如何を問ふことなし（三）同条の立法の精神は第三者を保護するにあり而も第二者保護の精神

よりせは時効に因る取得と他の承継取得とを区別すべき理由なし（四）時効に当事者なしとは誤解なり民法第百四十五条第百四十八条の如き之を証す（五）占有を以て公示要件を充すか故に登記を要せずとの議論は取得時効の要件と取得後の対抗要件とを混同せる見解なり等を以て主なる論点とし甲論乙駁容易に決せざりしか積極説は法学界に於ける時論の流に棹して第三者の意義を限定し以て本問題を解決せんとし大勢積極説に可なるの觀ありき最後に司会者伊藤講師は両説共に主張に理由ありと雖も討論は自己の立脚地を顧るの必要あり諸君は司法官に非す弁護士にあらず学生なり即ち純然たる学問の見地よりして解決を下さざるへからず而して学問上の見解としては断定極めて簡単にして自ら消極説を可とせざるを得ずと称し受賞者を次の通り定められたり即ち 一等賞 積極説 法三福田市太郎君、二等賞 消極説 法一豊島三代松君、三等賞 積極説 法三浜口末喜君なり尚ほ伊藤講師は採決に関する理由を略述せられたるも本問に關し出題者たる仁井田講師は不日本誌上に於て其新研究を發表せらるへしと聞く（委員報）